

# 浄化槽工事業登録をされた皆様へ

長崎県土木部監理課  
：095-894-3015

## 1. 登録の有効期間（登録の更新について）

登録の有効期間は5年です。有効期間満了後引き続き浄化槽工事業を営もうとする場合は、更新の登録を受けなければなりません。

更新の登録を受ける場合は、登録の有効期間満了日の30日前までに提出してください。

### (1) 更新申請に必要な書類及び手数料

必要な書類は登録申請時の提出書類と同じです。

手数料として26,000円の長崎県収入証紙を申請書に貼ってください。

（消印はしないでください）

### (2) 提出先及び提出部数

長崎土木事務所 総務課	長崎市、西彼杵郡	095-844-2181	正本1部 副本2部 の 計3部
大瀬戸土木事務所 総務課	西海市	0959-22-0067	
諫早土木事務所 総務課	諫早市、大村市	0957-22-0010	
島原振興局 建設管理課	島原市、雲仙市、南島原市	0957-63-0111	
県北振興局 建設管理課	佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡	0956-23-4211	
田平土木事務所 総務課	平戸市、松浦市	0950-57-0562	
五島地方局 管理課	五島市	0959-72-2121	
上五島土木事務所 総務課	新上五島町	0959-42-1141	
壱岐地方局 管理・用地課	壱岐市	0920-47-1111	
対馬地方局 管理課	対馬市	0920-52-1311	

## 2. 登録事項の変更

登録時の申請内容に変更が生じた場合は、変更の日から30日以内に、浄化槽工事業登録事項変更届出書（様式第7号）に下記の添付書類をつけて提出してください。

### 変更の届出事項と添付書類

法人	個人	変更事項	添付書類
		氏名又は名称	なし
		名称	登記簿謄本
		住所	なし
		所在地	登記簿謄本
		代表者の氏名	登記簿謄本
		営業所の名称及び所在地	なし
		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には登記簿謄本
		役員の氏名	登記簿謄本 新たに役員となる者がある場合には ・誓約書 ・当該役員の略歴書
		浄化槽設備士の氏名及び 浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の ・浄化槽設備士免状(写)又は浄化槽設備士証(写) ・略歴書

## 3. 標識の表示

営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、様式第8号の標識「浄化槽工事業登録票」を掲げてください。

## 4. 帳簿の備え付け等

営業所ごとに様式第10号による帳簿を備え、注文者の氏名及び住所、施工場所、着工年月日及び竣工年月日、工事請負金額並びに浄化槽設備士の氏名等を記載してください。

この帳簿は、浄化槽工事ごとに別様にして作成し、次の書類を添付してください。

処理方式及び処理能力を記載した書面  
構造図

仕様書  
処理工程図

これらの帳簿及び添付書類は各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後5年間保存してください。

## 5. 廃業等の届出

浄化槽工事業を廃止した場合など下記の左欄に掲げる事項に該当するに至った場合には、同表の右欄に掲げる者は、30日以内に届け出てください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
法人が破産により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合	その清算人
浄化槽工事業を廃止した場合	浄化槽工事業者であった個人又は浄化槽工事業者であった法人の役員

提出先及び部数については「1.(2)提出先及び提出部数」をご参照ください。

また、廃業届は任意様式のため、浄化槽協会等では取り扱っておりませんのでご注意ください。

## 6. 建設業法に基づく許可を取得したときの手続き

浄化槽工事業の登録を受けた者が、建設業法に基づく「土木工事業」「建築工事業」又は「管工事業」の許可を取得した場合には、浄化槽工事業の登録は、自動的にその効力を失います。

建設業の許可を取得し、引き続き浄化槽工事業を営もうとする者は、特例浄化槽工事業者届出書(様式第11号)を提出してください。

### (1) 届出の手続

特例浄化槽工事業者届出書に次に掲げる書類を添付して届け出てください。

建設業法により許可を受けたことを証する書面(建設業の許可通知書の写し又は建設業許可証明書等)

営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が、浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面(浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し)

浄化槽設備士の略歴書

### (2) 提出先及び提出部数

「1.(2)提出先及び提出部数」をご参照ください。

## 7. 浄化槽工事業者登録簿謄本及び閲覧について (県庁土木部監理課のみ)

浄化槽工事業者の登録簿の謄本の請求及び閲覧は、「浄化槽工事業者登録簿謄本交付・閲覧請求書」(様式第6号)により、請求することができます。(法第23条第3項)

請求内容	手数料
謄本交付	用紙1枚につき680円
閲覧	1件につき430円

### 手続き用紙の取扱先

財団法人 長崎県浄化槽協会	095-887-3160
〃 佐世保支所	0956-25-8534
大村市管工業協同組合	0957-54-3168
諫早市管工業協同組合	0957-23-1763
島原南高菅工事協同組合	0957-63-2404
平戸市水道事業協同組合	0950-23-3125
松浦市管工事組合	0956-72-0563
北松地区管工事業組合(株九州恒産内)	0956-68-2013
福江管工事業協同組合	0959-72-6368
新上五島地区事務所(株カワグチ工業内)	0959-54-1536
壱岐管工事業者組合	0920-47-1044
対馬地区食品衛生協会(対馬保健所内)	0920-52-0769

・福江管工事業協同組合 と 壱岐管工事業者組合 では、組合員以外への販売はされてませんのでご注意ください。